

## 監 査 報 告 書

学校法人大垣総合学園  
理事長 田口 義隆 様

平成 29 年 5 月 22 日

学校法人大垣総合学園

監事

山本 譲



監事

大橋 伸哉



監事

浅野 主一



私たちは、学校法人大垣総合学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて平成 28 年度における同法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人大垣総合学園の業務は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。